

KSKR

No.252

2019  
July

7

奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

The Kizuna

http://www.eonet.ne.jp/~asn/

発行人:

関西障害者定期刊行物協会

編集人: 奈良県自閉症協会

支部長&事務局: 河村舟二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料1部 100円

会員は会費に含まれています。

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行

**令**和元年度奈良県発達障害者支援地域協議会が7月17日、田原本にある奈良県リハビリテーションセンター2階会議室で、飯田順三会長(奈良県立医科大学教授)の司会のもとに行われました。内容は(1)奈良県発達障害者支援センター「でいあー」の現状(2)発達障害医学的療育支援(3)奈良県発達障害者就労支援について(4)令和元年度の発達障害児・者にかかわる県施策(5)その他。について話し合われました。各項目についての奈良県自閉症協会としての主張と意見については、当日参加者に配布

したメモ書きを、下記に掲載させていただきます。今回とくに心に残ることとして、奈良県教育委員会のインクルーシブ教育への考え方があります。日本のインクルーシブ教育については、世界的な流れに対し、独自の条約解釈をし、分離、別学の現状を進めています。これを变えるには、学校教育法をはじめ、わが国の根本的な制度改革が必要ではありますが、現制度の中でも運用をうまく工夫することで、大阪市立大空小学校(映画みんなの学校で有名となった学校)のような取り組みを、奈良県内の学校で推進してい

ないかとの私の意見質問に対し、出席者の奈良県教育委員の担当者(大石氏)は、それは、市町村の裁量であり、県としては関係ないと受け止められる答えをされたことに、啞然としました。日ごろ、障害のある人もない人もともに暮らしやすい共生社会・人権教育推進プランを謳う奈良県であり、県を挙げて積極的にインクルーシブ教育に取り組んでいただけと考えていた私には、とても残念なことでした。

(河村)

◎奈良県発達障害者支援地域協議会(2019/7/11)にNPO法人奈良県自閉症協会として提示したレジメ  
(1)奈良県発達障害者支援センター「でいあー」について  
重度の知的障害を持つASDへの支援の視点薄い。  
発達障害に対する正しいアセスメントの普及と実践成果を上げる。  
でいあーのこれまでの療育実績の検証を。診断後初期の親への子育て指南書を医師と作成。  
地域療育の充実は全てEBP(Evidence Based Practice) = 根拠に基づいた実践  
発達段階に応じた連続性のある支援を奈良においてはペアトレより

ペアプロを導入しては。  
(2)発達障害児医学的療育支援について  
奈良県だけ作業療法士に限っている意味は何か?  
感覚統合普及一辺倒を改め、太田ステージでの個別支援計画・応用行動分析学ABA・TEACCH・PECS・言語療法・コミュニケーショントレーニング・ソーシャルスキルトレーニング・音楽療法などエビデンスに基づく療法を導入 = これらのスペシャリスト養成に予算をかける。(※今年のTHEECHカンファレンス8月24・25日早稲田大キャンパス)  
(3)奈良県発達障害者就労支援について

◎就労受け入れ機関の開拓  
・なんとチャレンジド 知的障害のある9人銀行・病院就労等をさらに。  
全国例: 日本理化学工業・某自動車メーカーの部品組み立て・ゲーム会社の特例子会社・ソーシャルファームでプログラムのシステムエラーチェック・HPの構築、オペレーション・介護職等  
◎援助付き就労の研究と実践  
◎就労継続支援B型事業の報酬改定で生じている問題の解決(工賃だけでなく、生活状態の改善、利用者の障害状態による必要支援度を報酬に反映、平均工賃でなく時給を報酬単価に)

発達障害者雇用での有期契約から無期契約への転換

障害者雇用は多くが最低賃金昇給なしの契約。障害者の暮らしが成り立つ所得保障を。

(4) 発達障害児・者にかかる県施策について

奈良における専門的医療機関の確保現状と医療機関の専門的初診待機状況

奈良県の発達障害児者に対応する能力のある医師不足問題

奈良における強度行動障害地域生活支援事業の現状

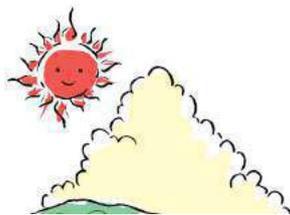
家族包括支援の視点…日中活動・居住の支援を担う福祉施設の充実。入所待ち自宅待機者0を。地域ごとの施設キャパシティーと待機者人数の把握とニーズへの対応計画。行動障害のある人の「住まい」GHより、行動修正・地域移行のステップ・短期入所による地域生活の支

援の場としての入所施設の必要性。横浜のサポートホーム事業に学ぶ。全日本自閉症支援者協会に繋がる施設を奈良に一つでも設立。

スーパーバイザー養成の取り組みとその予算化(※本年度6/15申し込み終了)

(5) その他

- ・インクルーシブ教育
- ・UDフォントの使用



## 「字書けるのですか」と市職員、障害者が投票断念

6月30日に投票が行われた福島市議選で、障害を持つ男性が投票所で、受付の市職員から「字が書けるのですか」と言われたことに不快感を覚え、投票を断念していたことが2日、市選挙管理委員会への取材でわかった。

市選管は「言葉遣いの配慮が足りなかった」と陳謝した。

市選管によると、男性は30日午後、父親と一緒に投票所を訪れた。2人は手をつないでおり、投票用紙を配布する市職員が「字が書けるのですか」と聞いた。公職選挙法では、投票用紙に記入できない有権者は代理投票できるが、職員が説明する前に、男性は投票所を離れたという。その後、父親から「差別されているようだった」と抗議の電話があった。

市選管の担当者は「大変申し訳ないことをした。参院選の投票所担当者説明会では、対応方法を周知したい」と話している。

(2019年7月3日 7時26分)

読売新聞オンライン)



## 家族訴訟原告の皆様へ

ハンセン病家族訴訟弁護団

1 家族の被害を正面から認めた画期的な勝訴判決

2019年6月28日、熊本地方裁判所は、ハンセン病隔離政策が、元患者本人のみならず、その家族に対しても違法な人権侵害であったとして国の責任を認める勝訴判決を言い渡しました。

本判決は、元患者だけでなく、その家族が受けてきた被害も、ハンセン病隔離政策に由来するものであるとして国(厚生および厚生労働大臣、法務大臣、文部および文部科学大臣ならびに国会議員)の責任を認めた画期的な勝訴判決であり、我々弁護団としても全面解決の足がかりとなる素晴らしい判決を勝ち取ることができたと考えています。

2 本判決の問題点

もっとも、本判決には以下のような問題点もあります。

な問題点もあります。

① 国の平成14年以降の責任が否定されたこと

本判決は、元患者を隔離する必要が失われていた昭和35年(沖縄については本土復帰した昭和47年)から、元患者らがらい予防法違憲国賠請求訴訟で勝訴した平成13年末までの間に限って国の責任を認めましたが、平成14年以降の責任は否定しました。

② 原告のうち20名の請求が認められなかったこと

記①の結果、誠に残念ながら20名の原告の請求が認められません判決内容についてのご報告でした。

③ 原告によって認められた賠償額に差があること

裁判では、561人について、それぞれ550万円の賠償を求めています。別紙のとおり、原告の皆様お一人お一人の事情によって、認

められた賠償額に差が生じる結果となりました(別紙は、分かりやすく説明するためにまとめたものですので、詳細な内容については担当弁護士に確認してください)。また、そもそも、家族の皆様が受けてきた被害の大きさや深刻さからすれば、今回の判決で認められた賠償額はその被害に見合うだけの十分な金額であるとは到底いえません。

### 3 弁護団の今後の方針

請求が認められなかった20名の原告の皆様については、ここであきらめることなく控訴し、国の責任を認めさせるために原告の皆様と共に力を合わせて頑張りたいと考えています。

他方で、本判決で請求が認容された541名の原告の皆様については、上記のような問題点はあるものの、裁判所が家族被害を認めた点を最大限評価し、控訴せずに国に対し

て控訴断念と政治的な全面解決を求めていくべきであると考えています。 —————

### 重度障害者に就労支援 在宅で仕事に訪問介護

さいたま市は先月、重度障害者が在宅で仕事に訪問介護サービスを受けられる就労支援事業に乗り出した。国の障害福祉サービスは仕事での利用が認められておらず、仕事に専念できない当事者の訴えに応えた。全国初の試みで、他自治体からの問い合わせもある。福祉と就労支援のあり方に一石を投じるものと言えそうだ。…市は当初、国の制度改正を期待した。18年6月に、毎年募集される地方分権改革の自治体提案という形で、重度障害の在宅就労者に対して勤務中の重訪サービス利用を認めるよう国に要望。内閣府から複数回のヒアリングも受けたが、結論は先送りされた。

厚生労働省の源河真貴子・障害福祉課長は「国としては、就労という個人の経済活動に(福祉のための)公費を投入するのはいかなるものかという考え方に立っている。勤務中の介助は原則、雇用主の責任で行うべきだ」と説明する。

一方、市の担当者は「福祉のためか就労のためかという線引きが難しいのは承知している。でも(重訪サービスは)そうした線引きを超えて『生きていくために必要な支援』と我々は捉えた」と語る。

国の制度変更を待たずに市が独自の支援に踏み切ったことについて、猪瀬さんは「仕事を諦めなくて良かった」と喜ぶ一方、切々と続けた。「私のように障害が重くても介助さえあれば働いて自立できる人は、全国にたくさんいるはず。『障害者も自立し、地域で一緒に生きよう』と唱えるなら、それが実現できる世の

中であってほしい」

(毎日新聞 7月3日)

### 精神科の拘束

東高西低 地域差20倍

「必要ない可能性」杏林大調査  
精神科病院で入院患者のうち手足をベッドにくくりつけられるなど身体拘束された人の割合は、東日本で高く西日本は低い傾向にあり、都道府県別では最大二十倍の開きがあることが十四日、分かった。調査した杏林大の長谷川利夫教授(精神医療)は「不要な拘束が行われている可能性がある」として実態を調べるべきだと話している。

厚生労働省が六月末に公表した二〇一八年度の精神保健福祉資料をもとに、都道府県ごとの入院患者のうち拘束された人の割合を分析した。最高は埼玉の9・04%。千葉(8・27%)、北海道(7・

74%)、神奈川(7・70%)と東日本が上位に並んだ。

最も低いのは香川の0・44%、次いで岡山(0・86%)、宮崎(1・13%)、和歌山(1・26%)。全国平均は4・05%で、埼玉と香川では約二十倍の開きがあった。一八年度に全国で身体拘束された人数は一万一千三百六十二人で、一七年度より千百六十六人減少した。精神保健福祉法では、指定医がほかに方法がないと判断した場合にのみ拘束が認められている。患者団体などは「実際には人手不足などを理由に安易に行われ、人権侵害の恐れがある」と指摘している。東西の違いについて長谷川教授は「理由は分からない」としながらも「入院患者の拘束は必ずしも必要ではない。精神科の入院の在り方を見直す契機としてほしい」としている。一方、最も拘束率が高かった埼玉県内の精神科医か

らは「西日本は病床数が多く軽度な人も入院しているため、計算上比率が低く出ているのではないか。人口当たりの拘束率は東西で変わらないはずだ」との意見も出ている。<精神科病院の身体拘束> 精神科病院の入院患者に対する行動制限。「患者に自殺や自傷の恐れが切迫している」「代替の手段がない」といった条件を満たして医師が必要と判断した場合、一時的に患者の手足をベッドにくくりつけるなどの身体拘束が認められている。厚生労働省は、必要性を慎重に判断し、患者の人権に配慮しながら、症状に応じて最も制限の少ない方法で行うよう病院に求めている。2017年には神奈川県内の病院で拘束されたニュージールランド人の男性が死亡し、遺族が「非人道的だ」と訴えた例もある。(東京新聞 2019年7月15日 朝刊)



国土交通省住宅局建築指導課 パブリックコメント担当 宛

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令案に関する意見募集について

氏 名	(フリガナ)
住 所	
所 属	(会社名) (部署名)
電 話 番 号	
電子メールアドレス	
ご 意 見	

## グループホーム関連団体懇談会（結果の概要）

日時：7月11日（木）13：30～16：0

場所：日本知的障害者福祉協会 事務局内会議室

### 1. 出席団体

グループホーム学会

きょうされん

日本知的障害者福祉協会

全国社会就労支援センター協議会

全日本ろうあ連盟

日本自閉症協会

DPI 日本会議

### 2. グループホームの現状と課題（グループホーム学会 光増代表より）

（1）グループホームの入居者数などの状況（2019年  
3月末）

介護サービス包括型 105,667人

外部サービス利用型 16,220人

日中サービス支援型 786人

については自閉症スペクトラムの人は少なくないと思われる。（示されたグラフに表れていない相当の需要があると考える）。このような人が利用できるグループホームなどの整備も必要である。このような方が利用できるようにするには、家庭的な雰囲気にすることよりも、一人一人のことを考えることが必要となる。サテライトの形式はこのように人に使えるものと考えているが、2年という入居期間の制限をなくす必要がある。

（2）この意見に対する様々なやりとり

① グループホームか施設かという議論をしている状態ではなくなってきている。

（複数の人から同様の意見がでた）

② それぞれの暮らしの場の選択として考えていくことが大切である。

③ 以前は、本人が高齢になってきて、最後まで看取るのが施設であると考えていたが、最近の状況を見ていると、必ずしもそうではないようである。グループホームの方で最後まで看取ることができているケースや、施設をでなければならなくなっているケースもある。

④ 自分のやっているグループホームでは区分5～6の人が20%を超えている。行動障害のある方も利用され

合計 122,673人

※ 施設入居者は128,585人

（2）グループホーム実態調査

（3）労働基準監督署との協議状況

一人夜勤について、省令改正を検討中

その他（略）

### 3. 意見交換

（1）津田より

① グループホームに関する調査の結果で区分5～6の人の利用が低いとの数値が示されているが、この区分の人は現在の状況としては施設に入っている人も多いと考える。合わせて考える必要がある。

② 現在の状況を見ると、施設は増えずグループホームは増えていく流れにあるが、自閉症で区分5～6で行動面で障害のある人について、受け入れることができるグループホームは少ないのではないか。このような方も受け入れることができるよう、人身体制を含めた工夫が必要であり、検討が必要と考える。

③ 区分について未認定、非該当、区分1などの人は、どのくらいいるのか母数がわかっていない。この部分に

（複数の団体から、このような意見がありました。津田の運営している事業所も最重度の方が利用されています）

⑤ 施設においても、グループホームにおいても、利用者を選んでいるところもあるのではないかと。行動障害のある方の支援について検討が必要。（明確に、具体的に、深い議論にはなりませんでしたが、やりとりの中でこのようなニュアンスのやりとりもできました）

（3）その他のやりとり

① 職員が採用できず、不足している状態が見られる。

② グループホームは常勤の職員が少ないことを、厚労省が単価を上げない理由にしている面がある。（非常勤の職員は給与水準が低いとの考え）

津田：重度の方の支援では、多くの職員を必要とする時間帯がある。フルタイムの職員だけで、このような場合の支援体制を作ろうとすると、人数が不足してしまう。私のところは、短時間の職員を多くすることで、必要な時間に、多くの職員配置できるようにしている。短時間でも、職員の研修はしており、短時間正社員として処遇しており質が低いわけではない。また、他の業務と組み合わせ常勤として雇用している方に兼務で入っていた

だていることも多い。しかし、現在の制度では兼務の職員は非常勤とカウントされてしまう。非常勤を理由に単価を下げる考えは問題。

他の方：厚生労働省の基準では、非正規だから低いという計算根拠は示されていない。

③ 厚生労働省は、事業所の経営実態調査の結果、黒字がでているからと、単価を抑えてきている。

津田：施設整備費を申請しようとする、黒字がでていること、今後10年間の経営が黒字で安定できるとの見通しを数字で示すことなどが求められる。

他の人：各法人はいろいろな工夫をして黒字になるようにしている。

4. 個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置について

① 何のために外部のヘルパーが必要かということを考えることが必要だ。それは、暮らしをどう支えるかということである。

② グループホームの世話人は、みんなの支援を行う。一方でヘルパーは依頼された個人の支援を行う。施設職員とヘルパーが同じ職場で働くことで、複雑に

感じることもある。

③ 現在のグループホームの制度では、土日など休日の日中支援体制がとれない。また、ヘルパーについてもらうことでは、うまくいかないケースもある。施設においても、職員は全体でやりくりしており、休日は手薄な状態と聞く。(津田、他の方)

## 5. 情報

最近、フランチャイズ、コンサルなどと言って、グループホームづくりの支援を行うというような宣伝をしている会社がでてきている。しかし、実際には技術はなく、お金を支払ったが作れないというようなケースがあるので、注意が必要である。

## 6. 次回

来年度は報酬改定の検討を行う年となるので、今回はこのことについて意見交換をして協力して取り組みたい。

1年間で検討し、決定していく日程の進め方で十分な検討ができるかということを感じる。本来は、もっと

早くから意見交換をすることが必要である。(厚労省も) 次回の開催日程は2月6日頃を予定したい。

以上

※当記録は、会議終了後に簡単なメモをみながら作成したものです。当協会に関係する重要なことは整理したつもりですが、話された内容のポイントをすべて網羅することはできていません。なお、ご質問がありましたら、ご

連絡ください。やりとりをすることは、今後のための検討としても有効なものと思います。

※グループホームに関する実態調査の件は、6月9日に当メーリングリストで私のメモとしてお送りしましたので、必要な方は、そちらもご覧ください。

静岡県自閉症協会 会長 津田明雄



日本障害フォーラム (JDF) 構成  
団体の皆様、関係者の皆様  
2019年6月17日  
共同通信社生活報道部  
電話 03 (6252) 8105  
FAX 03 (6252) 8859  
担当: 永澤、梅岡、水内  
Email: kurashi@kyodonews.jp

◎東京パラリンピックに関する障害  
当事者の意識調査のお願い

日頃から共同通信社の取材活動に  
ご理解、ご協力頂きありがとうございます。

弊社は全国の新聞社や、海外、テ  
レビ局・ラジオ局、ネットニュース  
などに記事を配信している通信社で  
す。

今年8月25日で、東京パラリン  
ピックの開幕まで残り1年となりま

す。政府は大会のレガシー (遺産)  
として「共生社会の実現」を掲げま  
すが、障害当事者の皆様にとって、  
現状がどうなっているのか、スポー  
ツ参加や共生社会についてうかが  
い、記事を配信したいと考えており  
ます。

記事は8月下旬ごろ、主に全国の  
地方紙、一部の全国紙を中心に掲載  
される見通しです。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、  
別紙調査票にご回答いただき、  
データファイルの場合はご入力・  
上書き保存の上メール kurashi@  
kyodonews.jp  
または  
FAX 03 (6252) 8859  
にてご返送いただくようお願いいた  
します。

また、郵送によるご回答をご希望の  
方は、お手数ですが当方までご連絡

下さい。  
大変勝手ながら記事作成の都合  
上、7月31日 (水) までにご返送  
いただければ幸いです。どうぞよろ  
しくお願い申し上げます。

いただいたご回答は報道目的のみに  
使用します。個別のご承諾のない限  
り、記事にお名前や個人が特定でき  
る情報を記載することはいたしません。

ご不明の点がございましたら弊社  
生活報道部までお問い合わせ下さ  
い。  
電話03 (6252) 8105、担  
当: 永澤、梅岡、水内  
(了)



## 京都府自閉症協会 50周年記念大会

◆開催日 2019年11月9日 (土)  
◆会場 KBSホール 《開場》10:30  
◆参加費 無料 定員700名 (申込順) 《開演》10:50

### “わたし”を取り戻す いつか親業を卒業する日のために...

講師: 上野千鶴子先生  
認定NPO法人ワイメンズアソシエーションネットワーク  
(WAN) 理事長



写真提供: 撮影

### パネルディスカッション テーマ『親業入学の日から』

司会 門真一郎 (フリーランス児童精神科医)	コーディネーター 門真一郎 (フリーランス児童精神科医)
村松陽子 京都府立児童発達センター 児童発達支援科 科長	大前恵子 京都府自閉症協会 副会長
野畑光代 茨城特別支援学校 教員	廣幡順一 (休職) 高松市の大会 茨北やまぐにの館 施設長

**★作品展を開催**  
BEAMでの漫画コーナー「ASDな日々」作者の西畑七恵さん  
の原画展をはじめ、希望者の作品展を行います。  
お申し込みが必要ですが詳しくは裏面をご覧ください。

**★書籍販売**  
上野千鶴子先生の書籍、関連書籍の販売をいたします。

**★工房あすくの自主製品の販売**  
ストラップやブックカバーなどの販売をいたします。

**★パン、飲み物の販売**  
10:30~12:30 (ホール内の飲食は可能です)

**★後援**  
京都府、京都市、京都府教育委員会、京都市教育委員会、(公財)京都新聞、(公財)京都新聞社、(公財)京都府社会福祉協議会、NHK京都放送局、KBS京都、(社)京都府社会福祉協議会、(社)京都府社会福祉協議会、(社)日本自閉症協会、TBS、京都府児童福祉会、京都府児童者の会、京都府児童福祉協議会、(社)京都府児童福祉協議会、(社)京都府児童福祉協議会、(社)京都府児童福祉協議会

**お問い合わせ先**  
京都府自閉症協会  
TEL: 075-813-5156  
E-mail: askyoto@shirt.ocn.ne.jp

共同通信社）東京パラリンピックに関する障害当事者の意識調査

今年8月25日で東京パラリンピックの開幕まで残り1年を迎えます。政府は大会のレガシー（遺産）として「共生社会の実現」を掲げますが、障害当事者の方にお考えをうかがうアンケートです。

※このアンケートに回答している方は、どなたですか？

1. 障害当事者・本人
2. 障害当事者・本人の答えを家族や支援者が代筆
3. 家族や支援者が代理で記入

※障害当事者・本人が回答している場合（代筆を含む）はご自身について、また家族や支援者が代理記入する場合は障害のあるご本人について、以下のことをご回答ください。

性別（            ）

年齢 1. 10代以下    2. 20代    3. 30代    4. 40代  
      5. 50代        6. 60代    7. 70代    8. 80代以上

障害種別（あてはまるものすべてに○をしてください）

1. 視覚障害（全盲・弱視・その他）    2. 聴覚障害（ろう・難聴・中途失聴）
3. 言語障害                                4. 盲ろう
5. 肢体不自由                              6. 内部障害
7. 知的障害                                 8. 精神障害
9. 発達障害                                10. 難病
11. その他（                                ）

お住いの都道府県（                                ）

※追加取材にお答えいただける場合、お名前と連絡先をご記入下さい。

お名前                                （                                ）

電話番号 / メールアドレス（                                ）

共同通信社編集局生活報道部長 古池一正

東京都港区東新橋1-7-1

電話03（6252）8105

FAX03（6252）8859

Email: kurashi@kyodonews.jp

【スポーツ参加】

問1. 過去1年間に何かスポーツをしましたか（散歩などのレクリエーションを含む）

- a. はい
- b. いいえ

問2. 問1で「はい」と答えた方にうかがいます。どのくらいの頻度でスポーツをしましたか

- a. 毎日
- b. 週に1回以上
- c. 月に1回以上
- d. 年に1回以上

問3. 問1で「はい」と答えた方にうかがいます。2013年に東京パラリンピックの開催が決まった以降、スポーツをする頻度は変わりましたか

- a. 回数が増えた
- b. 回数が減った
- c. 変わらない

問4. 問1で「いいえ」と答えた方にうかがいます。その理由を教えてください。

- a. スポーツをする施設が見つからない
- b. スポーツをする仲間や支援者がいない
- c. 交通手段、移動手段がないから
- d. スポーツするだけの体力がないから
- e. したいと思わないから
- f. その他（ ）

【共生社会の実現】

問5. 最近、障害を理由に周囲の言動で差別を受けたり感じたりしたことはありますか。

- a. ある 具体例（ ）
- b. なし

問6. 東京パラリンピックの開催をどう受け止めていますか。

- a. 非常に楽しみ 理由（ ）
- b. 楽しみ 理由（ ）
- c. あまり興味がない 理由（ ）
- d. 興味がない 理由（ ）

問7. 東京パラリンピックの開催が決まった13年以降、身の回りのバリアフリー改善や、ご自身の障害に対する周囲の理解が進んだといった経験や実感はありますか。

- a. ある  
（具体例： ）
- b. なし

問8. パラリンピックの開催がご自身の障害や障害一般の理解につながると思えますか。

- a. 思う
- b. ある程度思う
- c. あまり思わない
- d. 思わない

問9. 問8で「思う」「ある程度思う」と答えた方にうかがいます。障害への理解につながると思う理由について、以下であてはまるものをすべてお選び下さい。

- a. 選手の活躍によって、障害当事者に社会的な注目が集まると思うから
- b. 大会の盛り上がりで、普段は意識しない障害への関心が高まると思うから
- c. メディアを通じて障害当事者を目にする機会が増えると思うから
- d. 障害のある人とない人が日常的に接する機会が増えると思うから
- e. その他（ ）

問10. 問8で「あまり思わない」「思わない」と答えた方にうかがいます。障害への理解が進まない理由について、以下であてはまるものをすべてお選び下さい。

- a. パラリンピック出場対象の障害は肢体不自由、視覚障害、知的障害だけだから
- b. 一時的な盛り上がりで終わり、障害への社会的関心は続かないと思うから
- c. 活躍する選手を見て、それ以外の障害当事者が「努力不足」と思われそうだから
- d. 日常的に障害当事者と接する機会がないと理解が生まれにくいから
- e. その他（ ）

問11. 東京パラリンピックの開催を通じて、こういった社会変化に期待されるかご記述下さい。

（ ）

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

回答はEメールまたファクスでお送り下さい。

<p>令和元年度の発達障害児・者にかかる県施策について</p> <p>1 発達辞書支援センター運営事業 【31,403千円】</p> <p>発達障害者及び発達障害児に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害者に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進し、発達障害者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的に、以下の業務を行う。</p> <p>①発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族に対し、専門的にその相談に応じ又は助言を行う。</p> <p>②発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行う。</p> <p>③医療、保健、福祉、教育等に関</p>	<p>する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報提供及び研修を行う。</p> <p>④発達障害に関して関係機関及び民間団体との連絡調整を行う。</p> <p>⑤上記に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>2 地域支援ネットワーク事業 【18,602千円】</p> <p>発達障害者支援法により地域支援の中核的・専門的機関として位置づけられている「奈良県発達障害支援センターでいあー」に「地域支援コーディネーター」を配置し、地域における相談支援ネ、ソトワークを構築し、身近な場所で必要な支援が受けられる体制を整備する。</p> <p>また、関係機関の発達障害者の支援に関する意識醸成及び情報共有を推進する。</p> <p>①地域支援機関に対する支援</p>	<p>個別事例に関して、支援担当者への助言、支援会議への参加等を行う。</p> <p>②地域支援機関への研修の開催、地域支援機関共有会議の開催</p> <p>③事業所研修会の開催等</p> <p>3 家族支援体制整備事業 【488千円】</p> <p>自閉症、学習障害や注意欠陥多動性障害などの発達障害のある人や家族に対し、ライフステージを通じた一貫した支援体制の強化を図るため、ペアレントメンター養成研修の開催等を行う。</p> <p>※「ペアレントメンター」・・・発達障害児者の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う者</p> <p>4 子ども地域支援事業（発達障害児医学的療育支援事業） 【3,500千円】</p> <p>医学的な支援等が必要な在宅の発</p>
<p>達障害児等に対して、発達障害児療育指導員を派遣し、個別療育支援を実施するとともに、地域の療育機関等に対して支援方法等の指導・助言を行う。</p> <p>①発達障害児療育指導員（作業療法士）を配置し、在宅の発達障害児を対象に、訪問による療育支援を実施。</p> <p>②地域の療育機関等に対しての支援方法等の指導・助言。</p> <p>5 精神辞書者・発達辞書者雇用企業サポート事業【9,514千円】</p> <p>精神障害者や発達障害者の障害特性に応じた就労支援体制を構築するため、精神保健福祉士などの専門家を雇用促進コーディネーターとして2名配置し、企業等に対する障害特性の理解を深め、障害者雇用を促進するとともに、職場定着の向上をサポートするため、以下の業務を行う。</p> <p>①職場定着に向けた職場環境整備</p>	<p>の支援</p> <p>職場定着に向け、指導者の配置や職場内の協力体制づくり、従業員の障害特性理解の推進などの職場環境整備について企業訪問によるアドバイスなどを行う。</p> <p>②障害特性に応じた就労形態づくりの支援</p> <p>医療機関や支援機関等と連携し、障害特性に応じた就労形態づくりに向け、雇用の検討や勤務時間の調整、職場配置、健康管理、各種制度の利用などについて企業訪問によるアドバイスなどを行う。</p> <p>③個別具体的な職場定着支援</p> <p>企業がよりの確に障害者個人の職場定着に配慮できるように、企業が雇用している精神障害者や発達障害者ごとに、個人の職業能力や障害特性、職場での配慮事項などをまとめた資料を作成し、企業への個別具体的な支援を行う。</p>	<p>⑤障害者特性についての理解を深めるための企業内研修や講演会等の開催</p>



障害のある人もない人も、音楽をとおり、であい、ふれあいながら、  
音楽の楽しさ、ともにつくりあげる喜びをわかちあいませんか？

申込締切: 8月31日(土) 必着

音楽を  
ともに楽しむ  
出演者  
募集

# まはろげ♡ あいのわ コンサート

であい ふれあい わかちあい



障害のある人もない人も、歌や簡単な振り付け、小物楽器の演奏等で参加し、みんなでコンサートをつくりあげましょう。  
舞台の経験のあるなしは問いません。10曲程度の演奏の中から無理のない範囲でご参加ください。(参加曲等は、練習会で決定します)

- 申込方法** 裏面の申込用紙に必要事項をご記入のうえ、裏面に記載のお申込み先まで FAX または郵送にてお申込みください。
- 公演概要** <日時> 2019年11月4日(月・祝)  
13:00開場 14:00開演 16:00終演(予定)  
<会場> DMG MORI やまと郡山城ホール 大ホール
- 参加費** 無料  
※ 練習会・本番時の交通費・昼食等は各自ご負担ください
- 定員** 150名  
※ 定員に達した場合は締切とさせていただきます
- 応募資格** ◎ 奈良県に在住・在学または在勤である方  
◎ 練習会①②③および本番当日リハーサルに参加できる方
- 音楽指導・監督** 松本 真理子

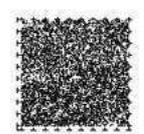
- 練習会について**
- 練習会①・②** <日時> ① 9月22日(日) 14:00~16:30(予定)  
② 10月12日(土) 14:00~16:30(予定)  
<会場> 奈良県橿原文化会館 小ホール  
(奈良県橿原市北八木町3丁目65-5)  
【アクセス】○ 近鉄「大和八木」駅より東へ約250m、徒歩約3分  
○ JR「畷」駅より北へ約800m、徒歩約10分
- 練習会③** <日時> ③ 10月20日(日) 14:00~16:30(予定)  
<会場> DMG MORI やまと郡山城ホール レセプションホール  
(奈良県大和郡山市北郡山町211-3)  
【アクセス】○ 近鉄「郡山」駅より北へ約560m、徒歩約7分  
○ JR「郡山」駅より北西へ約1,200m、徒歩約15分

公式ホームページ  
<http://nara-arts.com/>

大芸祭  検索



## 奈良県大芸術祭 奈良県障害者大芸術祭



主催: 奈良県障害者大芸術祭実行委員会、奈良県大芸術祭実行委員会、奈良県

## 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について

令和元年7月8日 厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について、下記のとおり、御意見を募集いたします。 記

1 御意見募集期間 令和元年7月8日（月）から令和元年8月6日（火）まで（郵送及びFAXについても、募集期間内の必着とします。）

2 御意見募集対象 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について

3 御意見の提出方法 次のいずれかの方法にて、御提出願います。

○ 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行って

ください。

○ 郵送の場合 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省 職業安定局 障害者雇用対策課 宛て  
○ FAXの場合 FAX番号：03 - 3502 - 5394 厚生労働省 職業安定局 障害者雇用対策課 宛て

4 御意見の提出上の注意 提出していただく御意見については、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」と明記の上、日本語で御提出くださいますようお願いいたします。

また、個人の場合は住所・氏名を、法人の方は法人名・法人の主たる事務所の所在地を記載してください。提出いただいた御意見については、氏名（法人名）及び住所（所在地）その他の連絡先を除き、公表させていただきますので、あらかじめ御了承ください。なお、いただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、御了承ください。※パブコメの資料はいずれも日本経済産業省のホームページから入手及び発信できます。

2019年6月30日、奈良教育大学附属小学校多目的ホールにおいて、NDF総会シンポジウムが行われました。24団体から67人の参加があったようです。冒頭、奈良県障害福祉課から田中課長補佐が、県施策の紹介とともに、奈良県障害者計画改定について話されました。24団体からヒアリングをし、共通してさらに充実したいことは①人材確保・育成の問題 ②医療の拡充 ③地域における社会資源が大きかったそうです。

また、アンケートは260件回答があり、5年前の現行計画スタート時（H27）と比べて、まだまだ進んでいないと思うものを上げてもらうと①暮らしの場の問題 ②差別の問題 ③災害対策 ④障害理解のの促進が多かった・・・といったことなどを話されました。そのあと、シンポジウム「奈良県障害者計画改定に、私たちの声を」のパネリストとして、ダウン症協会 平井万里子氏。自閉症協会 河村舟二。教職員組合 梶原弘

史氏。ワンネスグループ オーバーハイム容子氏。断酒会 齊藤吉史氏。なゆたの会 栃本一弥氏。視力障害者守る会 島田尚志氏。セルフ協 大久保浩氏。の順で、一人12分の時間制限の中で発表が行われました。後日、NDF事務局の小針さんから参加者の感想がメールが届けられました。それによると、奈良の障害児教育の現場で何が起きているか、インクルーシブの現実を知ることができた。とか、依存症についての認識が深まった、全国の中で奈良県だけアルコール依存症の入院施設がないことを知った。規制緩和の下で、視力障害者の生業が、晴眼者にこんなに奪われていること。出生前診断で、陽性反応が出たら羊水検査もせずに死産させてしまう人がほとんどだという実態・・・などたくさんの発見があったと感想が寄せられたようでした。（河村）



2019年度 ペアレントメンターフォローアップ研修 基調講演

# 発達障害のある子ども・若者たちの 困り感と支援の考え方

「発達障害は学んできたけど…日頃関わっている子どもや家族・生徒・施設の利用者と向き合うと、上手くいかない」、「どうしてこの子は他の子と同じようにできないだろう」、「困った行動を変えたい、無くしたい」…と思うこと、ありませんか？

発達障害は、環境と発達凸凹や特性のミスマッチで困難が生まれる状態です。そこで今回は、人間支援工学を専門とする岡耕平先生をお招きし、本人ではなく環境を変える・工夫する視点から発達障害をどのように捉え、支援し、課題を解決するのか、周囲に協力を求める際に必要なポイントなどについてお話し頂きます。

皆さんの関わりや支援の方法に、目からウロコ!の新しいアイデアが見つかるかもしれません。

保護者・支援者など、関心のある方々のご参加をお待ちしております。



講師: 岡 耕平 氏

(滋慶医療科学大学院大学 准教授)

1978年大阪生まれ。専門は認知心理学(博士(人間科学))。東京大学先端科学技術研究センター特任助教を経て現在は滋慶医療科学大学院大学准教授。小規模作業所での作業支援やガイドヘルパー、学校での学習支援アドバイザーや就労コーディネーターを務めながら、知的・発達障害のある子どもや成人の生活・学習・就労の支援について実践的な研究を行っている。さまざまな学会での受賞歴多数。

**8/31 (土) 10:00~12:00 (9:30受付開始)**

参加費 500円

定員 200名

対象 保護者・支援者

場所 奈良県産業会館  
3階 大会議室

※裏面に詳細あり

お申込方法・・・ FAXまたはE-mailにてお申込ください

【E-mail】 [deardeer@hozanji-wel.org](mailto:deardeer@hozanji-wel.org)

※メールの件名は「8/31講演会申込み」とし、以下をご記入ください。

- ①お名前(ふりがな) ②ご連絡先 ③所属【保護者・支援者(所属先)】  
④お住まいの市町村 ⑤質問等あれば記入

【FAX】 FAXでのお申込は、裏面をご覧ください。➔



このQRコードを  
読み取ると、  
メールの申込  
フォームが表示  
されます。

申込メ切 2019年8月23日(金)

主催：奈良県発達障害者支援センターていあー

NHK ハートフォーラム

## 思春期の発達障害

～本人・家庭・学校  
どう向き合う?～

この夏、じっくり、ゆっくり考えてみる。

発達障害がある子どもは、思春期を迎えると周りとは比べられることが多くなり、自信を失ったり、友だちから仲間外れにされたりするなどして、悩みが深まることがあります。6月にこの「思春期の発達障害」の問題を特集した総合テレビ「あさイチ」に寄せられた反響などを交え、「本人、家族、学校は、それぞれどんなことができるのか」「今、導入可能な“合理的配慮”とはどんなものか」などについて、現場の映像を交えて、専門家や教育関係者とともに考えます。

**出演** 本田 秀夫 信州大学医学部 子どものこころの発達医学教室 教授

齋藤 真貴 NHK「あさイチ」チーフ・プロデューサー  
ほか、当事者や教育関係者の方を予定しています。 詳細が決まり次第、ホームページ等でお知らせします。

**司会** 内藤 裕子 フリーアナウンサー

**日時** 2019年8月5日(月) 午後2時～

※ 開場は午後1時30分から / 4時45分終了予定

**会場** NHKみんなの広場 ふれあいホール  
東京都渋谷区神南2-2-1

**参加申込** 参加無料 (応募者多数の場合は抽選。詳細はウェブサイト参照)

NHKサイトの専用申し込みフォームからお申し込みください。

<http://nhk.jp/event>

(応募締め切り) 7月23日(火) 午後11時59分

**お問い合わせ** ハローダイヤル 03-5777-8600 午前8時～午後10時(無休)

**主催** NHK / NHK厚生文化事業団



# イエローリボン自動販売機

## 自動販売機を設置して、イエローリボンの取り組みを応援しませんか？

日本障害フォーラム（JDF）では、2006年に国連で採択され、2014年1月に日本が批准した障害者権利条約の実施を通じて、障害のある人びとの社会参加を推進していくために、〈イエローリボン〉運動を提唱しています。

この一環として、飲料メーカーのご協力により、イエローリボンを応援する「イエローリボン自動販売機」設置の呼びかけを行っています。下記の趣旨をご一読いただき、ご賛同いただける皆様には、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### ■ 設置ご協力内容について

イエローリボンのデザインや説明などが掲示された飲料自動販売機を設置いただくことで、売り上げの一部がJDFに還元されます。（契約に基づいて、販売手数料の一部をご寄付いただくご協力内容です）

#### 自販機を設置すると・・・

- 設置ご協力者は、売り上げに応じた販売手数料を受け取ることができます。
- 売り上げの一部が、JDFに還元されます。

→ JDFによるイエローリボンの取り組み

- ◇ 障害者に関わる法制度の向上
- ◇ 建物、交通、情報等のバリアフリー／アクセシビリティの拡大
- ◇ 教育、就労、公的・民間サービス等における参加と支援の拡大
- ◇ スポーツ、文化などを通じた活躍の支援

### ■ 飲料メーカー名（五十音順）

（株）伊藤園          キリンビバレッジ（株）

### ■ 設置ご協力の必要事項

（1）ご協力者の要件 上記の趣旨にご賛同いただける、団体または個人

（2）自販機設置に必要なもの

- ① 設置スペース（新聞紙一面程度から。目安として1日10本程度以上の販売が見込める所）
- ② 電源・電気代（100V）

※自販機の設定とイエローリボンデザインの掲示、商品の補充・入替、故障やトラブル対応、空容器回収・清掃などは、メーカーが行います。

### ■ 設置までの流れ

- （1）ご協力をお申し出いただいた方に、設置に関する諸条件等、詳しい説明を行います。
- （2）設置に関する諸条件を確認・合意のうえ、合意書・契約を締結します。
- （3）自販機を設置します。

お問合せ先 日本障害フォーラム（JDF）事務局

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1 TEL:03-5292-7628 FAX:03-5292-7630 [jdf\\_info@dinf.ne.jp](mailto:jdf_info@dinf.ne.jp)

JDS奈良北支部主催 設立10周年記念事業プレイベント



=自主上映会=

# いろとりどりの 親子

どんなときも、わたしはあなたを愛してる



監督：レイチェル・ドレッツィン 原作：アンドリュー・ソロモン「FAR FROM THE TREE Parents, Children and the Search for Identity」  
音楽：ヨ・ラ・テンゴ、ニコ・ミューリー 提供：パップ、ロングライド 配給：ロングライド (C)2017 FAR FROM THE TREE, LLC  
2018年/アメリカ/英語/93分/アメリカンビスタ/カラー/5.1ch/原題：FAR FROM THE TREE/日本語字幕：高内朝子  
公式HP [longride.jp/irotoridori/](http://longride.jp/irotoridori/)

この夏、家族とは？ 親子とは？ 視点を変えて向き合ってみませんか

ダウン症、自閉症、低身長、LGBT など、さまざまな“違い”を持つ6組の親子を見つめるドキュメンタリー。世界24カ国で翻訳された大ベストセラーの映画化です。  
文部科学省特別選定・厚生労働省社会保障審議会特別推薦ほか話題作を奈良で初上映！

## 上映日：2019年 8月11日(日)

①午前の部 10時20分～12時 (受付10時より) 定員50名

②午後の部 13時20分～15時 (受付13時より) 定員50名

\*上映時間を選択のうえ、お申し込みください。定員になり次第締め切ります。

\*JDS奈良北支部会員は無料。一般は、お一人500円 \*保育はありません。

場所：奈良市総合福祉センター 3階 集会室  
(奈良市左京5丁目3-1 ☎ 0742-71-0770)

お申し込み & お問い合わせは、[jds.narakita@gmail.com](mailto:jds.narakita@gmail.com)

協賛  ぜんち共済株式会社

後援  公益財団法人 日本ダウン症協会

# やまゆり園事件から3年 優生手術の被害者の話しを聞く

障害者19人が殺され26人が傷つけられた津久井やまゆり園事件から3年。年末に植松聖被告の裁判が始まり、来年3月末には判決を出す超スピード審理が行われると報道されています。どうしてこんな事件が起きたのか、解明できるのでしょうか。

「不良な子孫を残さない」と旧優生保護法によって不妊手術をされた人は記録のある人だけでも2万4,991件で、そのうち1万6,475件は同法4条による同意不要の強制手術です。何の手術かわからないまま、あるときは麻酔で眠らされ、あるときは手術台に縛り付けられて、強行されました。

どうしてこんなことが行われたのか、被害者の生の声を聞いて一緒に考えます。



## 講演：北 三郎さん 優生手術東京訴訟原告

「中学に入った直後、ちょっとした乱暴を働き教護施設に入れられたのです。そして中学2年生の時、(仙台訴訟の原告の)飯塚さんと同じ病院に連れていかれました。「男なのになぜ産婦人科?」と思いましたね」

北さんが裁判の原告になろうと思ったのは、18年1月の提訴の記事を新聞で読んだことがきっかけだ。

「俺もそうだったのか!と、ずっと手術は、親がやらせたと思っていたんです。でも国が進めていたと知って、怒りが湧いてきました」(『婦人公論』の記事より)

報告：奈良県行政  
「被害の状況と一時金支給の支援について」

日時 2019年7月27日(土)  
13時30分～16時  
場所 奈良市中部公民館5階ホール  
(奈良市上三条23-4)

入場無料 情報保障あります。(手話通訳・要約筆記・点字資料)

主催 奈良県障害者差別をなくす条例推進委員会  
事務局：生駒市小明町1348-1  
相模原やまゆり園事件を考える会・奈良



連絡先：636-0213 磯城郡三宅町伴堂 847-3 TEL 0745-42-1320 ピープルファースト奈良

☆会員交流★お出かけイベント! ☆

## 〈参加者大募集〉

# 日帰りバス旅行



### 【ホテルでバイキング&トロッコ電車に乗ろう】

安心、ゆったり、貸し切りバスで一緒にお出かけしませんか?  
ご興味のある方、この夏のご予定にいらしてくださいね。

8月24日(土)

9:00 田原本リハセン バス乗車 ⇒9:50 高の原駅前 バス乗車  
⇒11:20~12:50 京都・ANAクラウンホテル (バイキング)  
⇒13:20 ジオラマ京都 (鉄道模型見学) …13:50 徒歩  
⇒14:01 トロッコ嵯峨 (トロッコ列車乗車…14:24 トロッコ亀岡  
⇒トロッコ亀岡よりバス乗車 ⇒ 15:40 高の原⇒ 16:30 田原本リハセン

募集・・・40名

会費…お一人 4,500円 (小学生以下2,250円)

(昼食・イベントトロッコ列車代金等)

バス代・保険は協会活動費で賄われます。

お申し込み [minnadebus@yahoo.co.jp](mailto:minnadebus@yahoo.co.jp) (櫻井まで)

※参加は奈良県自閉症協会の会員とその家族に限らせていただきます。

※参加される方全員のお名前と連絡先を必ずお知らせください

発行人：関西障害者定期刊行物協会

住 所：〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人：奈良県自閉症協会

定 価：100円

